

## 17

## 惣山町

協定区域	北区惣山町1～5丁目の各一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1983年3月31日
	面積	186,650.08 m <sup>2</sup>		更新 1993年3月31日 (有効期間を延長) 更新 2003年3月31日 (有効期間を延長) 更新 2013年3月31日 (有効期間を延長) 更新 2023年3月31日 (有効期間を延長)
用途地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域		有効期間	1983年3月31日～2033年3月30日 (50年)

## 協定内容の概要

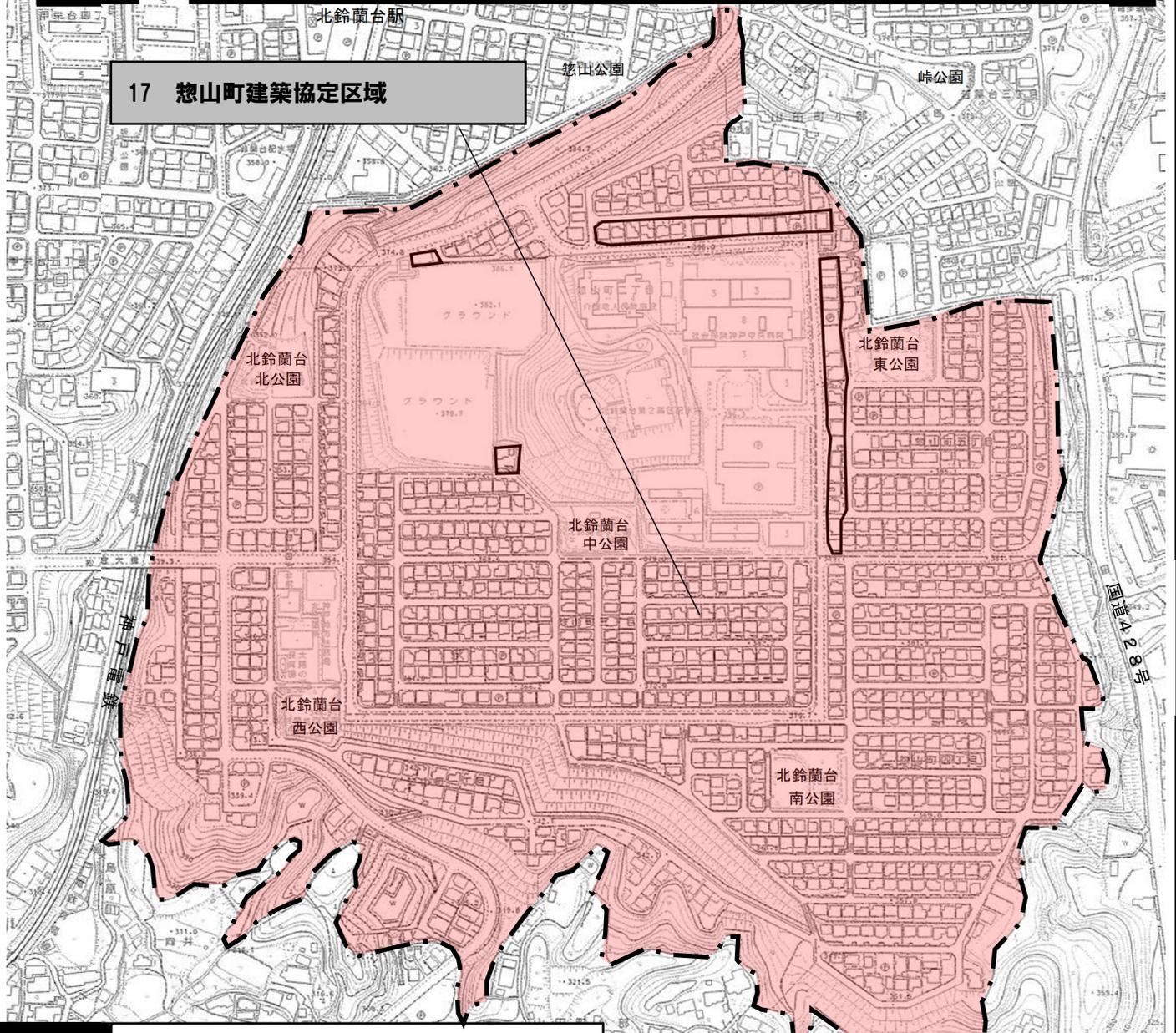
- (1) 建築物は、1区画1戸建とする。ただし、同一の権利者に属する連続した2区画以上の区画は、1区画とみなすことができる。
- (2) 建築物の用途は、住宅（店舗その他併用住宅を含む。）及び診療所とし、2丁目2番地の1、7番地の1から6、8番地の1から8、3丁目15番地の1、5丁目8番地の11・12、9番地の1から8、10番地の1から9、11番地の1までの区域については、第2種住居専用地域に認められる用途とする。ただし、共同住宅、寄宿舎、下宿、神社、寺院、教会、養老院、託児所、公衆浴場、その他これらに類するものを除く。（第2種住居専用地域＝現第一種中高層住居専用地域）
- (3) 建築物の各部分の高さは、当該敷地の前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたものを限度とし、かつ、10メートルを超えてはならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせ下さい。

17 惣山町建築協定区域



位置図

